## 花とみどりのコンテスト表彰要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の一環として、地域緑化の推進や、地域の環境保 全活動への積極的な取組みのあったものを、花とみどりのコンテストとして表彰し、もっ てその一層の継続と発展を図ることを目的とする。

(定 義)

- 第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 区民 台東区の住民基本台帳に記録されている者
  - (2) 団体 活動の本拠が区内であり、かつ、構成員に区民が含まれているもの又は その集合体
  - (3) 企業 活動の本拠が区内であり、かつ、事業を行っているもの等
  - (4) 花とみどりのコンテスト 次条に掲げる、みどりのカーテンコンテスト、地先 園芸コンテストの総称

(表彰の対象)

- 第3条 表彰の対象は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げるものとする。
  - (1) みどりのカーテンコンテスト みどりのカーテンを設置し、その結果を区に報告した区民、団体又は企業
  - (2) 地先園芸コンテスト 地先園芸を行い、その結果を区に報告した区民、団体又 は企業

(表彰基準)

- 第4条 表彰基準は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) みどりのカーテンコンテスト 前条第1号の報告が、他の模範となるような優秀な緑化であると認められるもの
  - (2) 地先園芸コンテスト 前条第2号の報告が、他の模範となるような優秀な緑化 であると認められるもの

(選 考)

第5条 被表彰候補者の選考は、東京都台東区みどりの条例(平成4年10月台東区条例第39号)第23条により設置される東京都台東区花とみどりの審議会(以下「審議会」という。)への諮問により行う。

(選考の対象)

第6条 審議会は、第3条第1号又は第2号に該当し、かつ、次に掲げる各号のいずれ

かを満たすものを選考するものとする。

- (1) 新しい花とみどりを育成するために尽力したと認められるもの
- (2) 都市部における花とみどりの育成活動として、他の範となるもの
- (3) 独創的なアイデアにより、優れた花とみどりを育てたもの
- (4) 良好な都市環境のための優れた景観の形成に資するもの

(選考数・表彰基準)

第7条 被表彰者の選考数及び表彰基準は、別表のとおりとする。

(表彰の決定等)

- 第8条 東京都台東区長(以下「区長」という。)は、選考の結果に基づき、被表彰者を 決定する。
- 2 区長は、前項の被表彰者を表彰するとともに、その事績を公表する。 (表彰の取消し)

第9条 被表彰者決定後において、表彰の趣旨に反すると認められるときは、区長は当該 表彰を取り消すことができる。

(庶 務)

第10条 この要綱に関する庶務は、環境清掃部環境課において処理する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

## 別表(第7条関係)

| 表彰内容 | 選考数            | 表彰基準            |
|------|----------------|-----------------|
| 最優秀賞 | 1人又は1の企業若しくは団体 | 最も優れたもの         |
| 優秀賞  | 3以内の個人、企業又は団体  | 最優秀賞受賞者を除くもの    |
| 努力賞  | 5以内の個人、企業又は団体  | 第6条各号のいずれかを満たす  |
|      |                | 者のうち、最優秀賞受賞者・優秀 |
|      |                | 賞受賞者を除くもの       |